

横須賀市廃棄物減量等推進審議会（第64回）議事概要

- 1 日 時 平成30年(2018年)1月30日(火) 午後2時00分から4時05分まで
- 2 場 所 横須賀市役所本館3号館5階 正庁
- 3 出席委員 青委員、石渡委員、岩澤委員、加藤委員、北村委員、清宮委員、國分委員、佐藤(明)委員、佐藤(幸)委員、関矢委員、福本委員、藤田委員、松本委員、米村委員
- 4 事務局 資源循環部 小川部長
広域処理施設建設室 加藤次長、櫻井係長
資源循環総務課 和田課長、鈴木課長補佐、菱沼係長、新倉主任、山崎主任、山崎
資源循環推進課 坂下課長、高野課長補佐、関澤係長、瀧上係長
廃棄物対策課 佐藤課長、竹見係長
資源循環施設課 高橋課長
リサイクルプラザ 佐藤館長
南処理工場 山口工場長
資源循環久里浜事務所 橘所長
- 5 傍聴者 なし

6 議事内容

開会

事務局が定足数である半数以上の委員の出席を確認し、会議の成立を報告した。

議事

(1) 第63回廃棄物減量等推進審議会の意見等への対応

○資源循環総務課計画調査係長 「資料1」をご覧ください。昨年11月14日の審議会で委員の皆さんからいただいたご質問・ご意見の趣旨と、回答や対応・市の考え方を一表にしました。右側の列のページ数は、本日の「資料2」のページに対応していますので、資料2も、併せてお手元にご用意ください。

○資源循環推進課長 1番についてですが、平成29年9月から集団資源回収で回収を始めた割れた廃蛍光管について、ご質問をいただきました。「資料3」をご覧ください。（説明）次に、2番についてですが、その他の紙の回収実績について、ご質問をいただきました。

「資料4」をご覧ください。（説明）

○資源循環総務課計画調査係長　恐れ入りますが、「資料1」に戻り、併せて「資料2」の9ページをご覧ください。3番の処理単価についての総合評価の内容に修正が必要ではないか、というご意見をいただきました。（説明）

（4番（「資料5」により説明）～7番まで説明）

2ページをご覧ください。8番の事業系ごみに関する取り組みについては、後ほど、議事（3）でご説明します。9番の高齢者福祉対策についてですが、本日は参考資料として、昨年、全国紙で取り上げられた新聞記事の写しをご用意しました。今年度は、福祉部の会議に関係部局として出席して情報収集や意見交換の機会を増やしていますが、個別収集による支援については、市内全域ですぐに取り組める状況になく、福祉サービスや地域の支え合いを優先しながら、支援の方法を検討していく状況にあります。

○佐藤(幸)委員長　ここまでの事務局の説明について、質問、ご意見のある方いらっしゃいますか。

○石渡委員　資料3についてです。廃蛍光管を集団資源回収で集めることについて知りませんでしたので、改めて認識させていただきました。地元に帰りましたらこの話をさせていただきたいと思います。さて、この廃蛍光管の年間収集量18トンという量をどのように見たらよろしいでしょうか。全体の排出量からして多いのか少ないのか。集団資源回収とはいえ社会的にコストを掛けてやっているということですので、18トンという量をどのように考えているか教えていただきたい。素朴に考えまして、18トン集めて減量化・リサイクルになるのか、どちらかという廃棄されてしまう方が多いのではないかという気がするので、お分かりでしたら教えていただきたい。それから、蛍光管は割れてしまったら、水銀が出てしまうのではないかと思いましたので、新聞等で包んで飛散防止を図るという趣旨が分かりませんでした。教えていただければと思います。資料4についてです。啓発として袋を配られ、それにより効果が表れているということでしたが、回収量で1,308トンをどのように捉えているか、教えていただきたい。資料5についてです。集団資源回収量が下がっているということですが、ご説明の中で、「新聞」「雑誌」の減少について触れられたのですが、この表の数字を見ますと、「古着・古布類」が8.3%減と一番大きい減少率となっています。これをどう捉えているのか、回復する手立てはあるのかをお聞きしたい。最後に「高齢者へのごみ処理支援」について、戸別にお訪ねしてごみを取ることができないというご説明でしたが、単純な質問ですが、6割方の自治体が行っているが、横須賀市ができないのは、収集体制にあるのか、どういう理由でできないのか、お聞かせいただきたい。

○佐藤(幸)委員長　まず水銀の件について、事務局お願いします。

○資源循環推進課長　　今まで横須賀市では、廃蛍光管を不燃ごみとして回収しておりましたが、不燃ごみに占める廃蛍光管の排出量のデータは持ち合わせておりません。収集職員からは、以前に比べて不燃ごみに含まれて排出してくる量は減ってきていると聞いております。廃蛍光管はガラスの部分につきましては、破碎してガラスとして再生に使用します。直管の蛍光管ですと両端にアルミ等金属がついておりますが、ほぼ 100%リサイクルされています。水銀も同じくリサイクルされております。廃蛍光管中の水銀は、気体で封入されておりますので、委員のおっしゃるとおり、割れてしまえば飛散してしまいます。新聞紙等に包むというのは、割れていない物について割れないようにということでございます。

〈蛍光管の収集実績 18 トンについての補足説明〉

- ・ 蛍光管の収集量は、平成 27 年度 11 トン、28 年度 18 トン、29 年度 1 月現在 18 トンと、増加傾向にあります。（第 64 回審議会 資料 3 参照）
- ・ 県内 19 市では、18 市で資源化处理（破碎・選別を含む）をしています。収集量を把握している 16 市の 28 年度実績は平均 30 トン、1 市帯あたり平均 129 グラムで、本市の 18 トン、110 グラムは、県内平均を下回っている状況です。
- ・ 引き続き、蛍光管の集団資源回収について市民周知を図り、不燃ごみへの混入を減らしていきます。

○清宮委員　　廃蛍光管につきましては、リサイクルするのはよろしいのですが、割れると中に入っている水銀が気体なので飛散してしまい、市民や収集の方がそれを吸ってしまうと、健康上良くないです。パンフレット、チラシを見させていただくと、その旨の記載がないので、今後、改定する時に、記載したらよろしいのではないかと思います。集団資源回収量の減少については、それがごみに混ざったりしなければ、リサイクル量を減らすのはあながち悪いことではないのかな、と思います。大量消費、大量リサイクルからの脱却できるのであればそれは良いことだと思います。ところで、集団資源回収を行っている団体の数はどのくらいで、どのような推移、実施率なのか、教えていただきたい。

○佐藤(幸)委員長　　水銀の飛散が心配なので、注意書き等できないか、ということと、集団資源回収の実施団体数の推移のご質問です。事務局お願いします。

○資源循環推進課長　　パンフレット類への記載についてですが、毒性が強く危険ですので、改定の際は記載したいと思います。

○資源循環推進課啓発係長　　資源回収実施団体数は、最新（平成 28 年度）では 524 団体でございます。内訳は町内会・自治会が約 300、その他、子供会、PTA や集合住宅単位でも実施団体としているところがございます。実施団体数の増減については、大幅ではないのですが、年間 4、5 団体減ったり増えたりです。平成 27 年度は 528 団体で平成 28 年度は前年度より

4団体減っているという状況でございます。

○藤田委員 減っているのは自衛隊の官舎が無くなったからです。だから実施団体としてはもっと減ると思います。自衛隊の官舎が取り壊しになっている所がすごく多いもので。実施そのものはこまめにやっております。町内会に入りたくないという団体で、5世帯という団体までやっておりますので、今は市内100%クリアしているのではないかと考えております。先ほど、石渡委員からの発言で、「古着・古布類」が減っていることでご質問があった件についてです。「古着・古布類」は保存期間が長く、排出のタイミングが分からないです。「その他の紙」は直ぐに排出されますけれども、「古着・古布類」は直ぐに排出されてきません。10年保存がいくらでもありますから。出てくる時期が変わると数字がひっくり返るかもしれません。

○佐藤(幸)委員長 藤田委員から正確な情報ありがとうございます。集団資源回収の実施団体はコミュニティによって参加されている世帯数の大小の幅が結構あるのでしょうかね。

○藤田委員 5世帯から2千数百世帯まであり、意外と大変です。町内会単位だけでやらせてもらえたらすごく楽です。横須賀市はすごく熱心で丁寧なので、マンション毎やアパート毎もしてくれています。とにかく市の方で100%取れるようにしてくれているのですから、資源回収協同組合の方はそれに応えられる様、努力しています。今100%行っていると思います。

○佐藤(幸)委員長 力強いご発言です。あとは市の方でできれば町内会単位とかまとめてほしいとかということもあるのでしょうか。

○藤田委員 あの人が町内会長だから出さない、という人がいるのですよ。その調整は大変ですよ。逆もありますよ、あの大家が嫌いだからもらってやらない、という町内会長もいます。それらを我々が調整しております。今のところ100%行っているからこれ以上は言いません。

○米村委員 水銀の話ですが、カレットやアルミを回収する工程は再生資源業者のところですね。それをどこでやるかによって、問題が変わってきます。本当に毒性を問題にして水銀回収をするのであれば、できるだけ壊さないで回収し、水銀そのものを取り除くところへ持って行って、そこで水銀を回収して、カレットやアルミを資源化するのが正しい流れだと思います。個々の蛍光管に入っている水銀は微量なため、集めることすら困難な場合が多い、ましてや揮発性が高いです。何万本という廃蛍光管が集まらなると回収量がないです。その毒性を問題にして、リサイクルしていますということが本当であれば、どういう形でやっているかということを確認した方が良いと思います。

○佐藤(幸)委員長 製造時期や種類によって水銀の封入量がだいたい決まっているようです。昔は直管一本当たり 50 ミリグラムであったが、今は3～4ミリグラムだそうです。少なくなっていることは事実だと思いますが、できるだけ壊さないで出してくださいということをもう少し啓発してほしいということですね。

○國分委員 水銀と聞くと、金属ですよ。子どもの時に、体温計に入っている水銀が壊れると、ポロポロって丸まったと記憶しているのですが、先ほど「飛散」という言葉が使われたので、蛍光灯の中に入っている水銀はどういう状態なのですか。

○佐藤(幸)委員長 蛍光管の中には、水銀蒸気という状態です。だから割れるとすぐに飛散してしまうのです。

○國分委員 それで飛散なのですね。

○清宮委員 丸まった水銀も、大気中では蒸発してどんどん小さくなってそのうち無くなっていきます。

○國分委員 なるほど。知らない人もいますから、教えてあげるとよいですね。それがいかに危険なものであるかも含めて。

○佐藤(幸)委員長 蒸気の状態で吸い込むと非常に毒性が強いですから、じっと見ないでください。

○國分委員 分かりました。

○資源循環総務課長 高齢者のごみ出し支援について回答いたします。なぜできないのかということですが、収集体制については、軽ダンプ2、3台用いれば可能であると考えております。ご説明でもさせていただきましたが、福祉サービスや地域の支え合い等、全市的に取り組んでいく支援の整理の段階であり、公的サービスとして、資源循環部が車両を持ち出して収集するということまで到達していないというのが現状でございます。意欲、動機はありますが、大変難しい問題で、なかなか踏み出せない状態でございます。

○佐藤(幸)委員長 今回の回答は、全市的な協調がないと、資源循環部だけでは進められないということですかね。

○資源循環総務課長 おっしゃるとおりでございます。ごみ出し支援について一度踏み出

しますと、利用基準の問題や利用者増加による財政的な問題も出てまいります。福祉サービスや地域の支え合い等でカバーできる部分についてはそれらで対応し、それらで対応困難な場合に福祉部と連携し、資源循環部が関わるのがよろしいのではないかとというのが全体的な考え方となっております。

○藤田委員 参考までにお話しします。集団資源回収は、集積所全部でやっているのですが、汐入ですと階段が200段あり、資源物を下すのが至難の業です。回収時、車両は1人乗務ですので、よく駐車違反で捕まります。全部2人乗務をやったら3倍位はお金が掛かってしまいます。1人は収集する、1人は車に残らなければならないのです。粗大ごみについては資源回収協同組合で全箇所戸別収集をやらせてもらっていますが、とても大変です。東逸見だったでしょうか、1軒終わるのに3時間位かかりました。箆笥など全部で27個です。1人が車に残っていなければならないのが横須賀の現状ですから、資源循環総務課長が言われたとおり、まず福祉等で支援してもらい、それが難しいなら資源循環部に相談してもらい、それで合っていると思います。1回、皆で山に入りましょう、どんなものか。1回入れれば意見が変わってくると思います。

○佐藤(幸)委員長 続いて、議事の(2)横須賀ごみ処理施設について、前回の質問・意見への回答・説明です。事務局から説明してください。

(2) 横須賀ごみ処理施設の稼働について

○資源循環推進課長 「資料1」の2ページと「資料6」をご覧ください。第63回審議会では、横須賀ごみ処理施設の稼働について、ご説明したところですが、廃プラスチックの分別区分変更について、これまでの経緯と今後の対応についてまとめました。(説明)

○広域処理施設建設室長 もう一度、「資料1」をご覧ください。11番です。(説明)

○佐藤(幸)委員長 事務局の説明について、質問・ご意見のある方いらっしゃいますか。

○清宮委員 基本計画の量と照らし合わせますと、多少余裕のある数字なのかと思いました。しかし、この埋め立て期間に次の処分場を見つけていくことを考えますと、17年という期間は果たして十分な期間なのかという気もいたしますので、大切な処分場を1年でも長く使えるように、三浦市と連携をとり、これからも一層減量化に力を入れていただきたいと思います。特に不燃ごみは、リユースリサイクルが一番難しいごみですので、市民の皆さんに徹底的に分別してもらって、本当に埋め立てなければいけないごみを埋め立てるというように減量化していかないとなかなか減らせないので、いろいろな方策を考えて、資源化に回して埋め立て量を減らすという努力を続けていただきたいと思いました。

○佐藤(幸)委員長 埋め立て量を減らして延命化を図っていただきたいということでした。

○広域処理施設建設室長 分かりました。

○石渡委員 廃プラスチックの問題については、随分ご検討されてここまで来られてきたということで、改めて基本計画を読ませていただき、また、今回のご説明いただきありがとうございます。私が心配しているのは、廃プラスチックを燃せるごみに入れてください、という趣旨が、市民によく伝わるかということです。ごみ処理基本計画の最後の方の廃プラスチックのご説明の中でも、ほかのプラスチックとの関係がどうなのかとか、分別の意識の足を引っ張るのではないかと、という危惧についても書かれておりますが、説明の仕方が非常に難しいのではないかと考えたのです。熱回収というものが市民によく見えない部分なのです。容器包装プラスチックは再びプラスチックに戻す等、プラスチックがいろいろな形態でリサイクルされていると聞いております。これに対して、熱回収というものが市民の皆様に分かるかどうか。生ごみ、いわゆる台所ごみでも熱回収しているのではないのか。それに廃プラスチックを混ぜたら、どのくらいの効率性があがるのか。発電をされるということですから、発電効率がどれだけ高まることになるのか。廃プラスチック 2,100 トンを入れるということで、これを入れた場合と入れない場合でどのくらい発電効率が変わってくるのかなどということ、噛み砕いて説明していかないと、ただ熱回収しますよ、リサイクルしますよ、と言われても、燃やしてもリサイクルなのか、とってしまう訳です。啓発を強めていくということは大賛成ですし、そうしていただかないと困ると思いますが、そこで市民の理解が突っかかってしまうのではないかと心配しております。

○広域処理施設建設室長 石渡委員がおっしゃっていただいたとおり、市といたしましても、市民への周知の仕方というのが難しいのではないかと、分かり易く説明しなければいけないということが大切である、ということには認識しておりますので、今いただいた委員のお考えを参考にしながら、いろいろ考えまして、市民の方へも分かり易く、きちんと分かっていたるように、周知していきたいと考えております。

○関矢委員 廃プラスチックについては、新しいごみ処理施設では破碎をして、その中から選別をして、燃せるごみとして燃やすという考え方ですよね。前委員長任期中の、廃プラスチックの分別区分検討の話をして、方法が出来れば分別をして資源回収をする、という話もありましたので、それも検討をお願いしたいと思いますし、今の燃せるごみの中に、プラスチック製の洗面器とか、風呂の桶とかも一緒に出すわけですよね、それで、今までの生ごみの感覚で言いますと、市民の方が袋を買って出すということは、相当大きい袋でないとは出せないということですよね。変更予定の分別方法になりますと、なかなか大きい袋がなくて、それどうやって出すの、と思われる心配も出てきてしまうのではないかと。ごみトークは大変だと思いますが、是非市民が納得する形で実施するようにお願いしたいと思います。

○福本委員 関矢委員のおっしゃるとおりだと思います。具体的にこれとは申し上げられないのですが、大きな宿題をいっぱい抱えているような気がして、これをどうやって進めていくのかと。理解できる人が半分いたとしても、後の半分の方は、少し頭が疲れてきた人とか、私みたいによく分かっていない人とかで、高齢者でも皆で助け合っているような状態です。出す日ではないのに平気で出す人とかもいて、周りの人が助けている状態です。うちの近くの集積場には、間違ったり違反しているごみがいつも入っています。うまくいかないのが生ごみですね。週2回しか来ないから、私の家の物置に保管しておいて、子どもが来たら、いつからうちごみ屋になったの、って言われています。廃プラスチックのごみトーク以前に抱えている問題がある気がするのですけれども、知恵を貸してください。

○米村委員 廃プラスチックの分別については、非常にご苦労されると思うのですが、先ほど、容積が大きいものが結構あるという問題と、もう一つ重要なことは、生ごみや容器包装とかは毎日頻繁に出てくるが、風呂桶とかは2、3年に1回出てくるという感じで、つまり、出てくる頻度が違うという訳です。日常的に出すごみは習慣化されているが、たまに出すごみは習慣化されていなく、それで混乱するわけですね。この辺は慎重に考えるべきかと。鎌倉市は、製品プラスチックとして月1回だけ集めています。いろいろな都市で廃プラスチックの分別収集については苦労されているので、情報を収集しながら検討されるのがよろしいのではないかと思います。

○石渡委員 袋の問題が今回の資料で初めて書かれたわけです。市民の方が廃プラスチックは別の袋で出すと言ったときに、収集するのかわからないのか、そこの腹決めだけをしておいた方が良くないかと思えます。別々に出すと容積的なものはクリアできるのですが、それが駄目であるとすると、関矢委員が発言されたような問題などが噴出して来るように思えます。

○佐藤(幸)委員長 事務局は、委員の意見をお聞きいただいて、ごみトークにどう反映させるかは検討していただければと思います。また、この審議会にごみトークで説明する作戦をいずれご披露していただける時があるかと思えますので、知恵を絞っていただければと思います。続いて、議事の（3）事業系ごみの減量化・資源化の取組みについて事務局から説明をお願いします。

（3）事業系ごみに関する減量化・資源化の取組みについて

○廃棄物対策課長 「資料7」をご覧ください。（説明）

○佐藤(幸)委員長 事務局の説明について、質問・ご意見のある方いらっしゃいますか。

○佐藤(明)委員 事業系ごみは、昔は無料で中央地区の集積場は山のようになっていました

て、大変な思いをしていました。有料化してから13年位になると思うのですけれども、どうして、今までこの審議会で事業系ごみの数量等が出てこないのかと思っていました。今現在、圧倒的に飲食業だと思いますが、事業所の数を把握できているのか、それにポスターの部数が足りるのか、家庭ごみで出してしまっていると思われる小さい飲食店を把握しているのか、そういうところは、閉店後家に持ち帰ってごみ出ししていると思うのです。市に登録している事業所の数とごみの数量を是非把握していただきたいと思います。

○廃棄物対策課長 佐藤(明)委員のおっしゃった、事業系ごみとして把握している数量としては、まず、許可業者が市の施設に搬入したごみとして資料2の10ページの許可収集の数字が、許可業者が収集して南処理工場へ持ち込んでいる数量でございます。これ以外には、事業者が、一般廃棄物であれば、直接南処理工場へ持ち込むことはできますので、それが別途含まれていると考えられます。事業者数でございますが、平成26年経済センサスの事業者数で13,643、この中で飲食店数が1,918、平成29年11月のタウンページのデータベースです11,500ということになります。毎月当課に実績報告書を出していただいている許可業者と契約をされている事業者数は約7,300となっております。佐藤(明)委員の発言にありました、家に持ち帰っている小さな飲食店があるという件は、持ち帰りはやめていただきたいのですが、従業員数、ごみの形態、排出量によっては、市に登録いただければ、家庭ごみと同様に排出できる制度がございます。ただ普通に飲食店をやっている、小料理屋の規模であれば、許可業者と契約して排出しているものと思っております。

○佐藤(明)委員 中央地区ですよ。大型ビルに入っている事業所、ビル単位で管理して契約してくれるところもあるのですけれども、横須賀中央駅周辺だと圧倒的にビル単位で契約していないのです。ぜひビル単位で契約しオーナーに責任をもって排出していただければ、不法投棄が減ると思うのです。

○廃棄物対策課長 おっしゃるとおりだと思います。私どもも、どのようにごみ処理をしていますか、というようなことは訪問指導して聞いておりますので、その中でまた指導していきたいと考えております。

○松本委員 私は今まで商店街を通して補助金の関係で行政とお付き合いをさせていただきました。経済部とか土木部とか。ごみ処理施設の建設費用、契約金額を見ましてびっくりしてしましまして、認識を改めました。行政は、これからは資源循環部を中心に回っていくのだと思っております。

○清宮委員 事業系一般廃棄物の減量については、産業廃棄物との区別がとても難しいと思います。本来なら産業廃棄物として処理されるべきごみが一般廃棄物に結構入ってきていると思います。一廃なのか産廃なのか、出されてしまうと分からないので、ニハイは困るよ

ね、というような話を聞きます。資料7の3ページに、許可業者に対する展開検査、立ち入り検査をやられていると書かれていますが、すごく人手と時間がかかり、大変なのですが、一定の効果があると思います。展開検査については毎月最低1回ということですが、やると事業系廃棄物は確実に減りますので、今後も努力いただきたいと思います。立ち入り検査については、廃棄物が出されてしまうと本当に分からないので、啓発も含めて、これは一廃ですよ、これは産廃ですよと、きちっと指導しないと。排出された廃棄物を見て収集業者が駄目と言うのは結構つらいところなのですよね。お客様に駄目というのは言いづらいと思うのです。排出事業者への指導も大切だと思いますので、是非、強力に続けていただきたいです。

○廃棄物対策課長　ありがとうございます。おっしゃるとおりです。我々も立ち入り調査の時、排出事業者によって、廃棄物に対する関心が全然違ったりするものですから、対応に苦慮しております。展開検査につきましても、冬は寒く、特に夏場は熱いのと同時に臭いが強いものですら、大変であるというご発言はありがたいです。許可業者がお客様に対しては、言いにくいということはあるかと思いますが、必ず排出事業者に対しましても指導に行くようにしております。市と許可業者がお互いに取り組んでいかないと良くならないということは我々も認識しております。そこを認識しながら今後も続けていきたいと思っております。

○國分委員　検査結果で嚴重注意という言葉がありましたけど、嚴重注意と指導は違うのですね。

○廃棄物対策課長　そのとおりです。許可業者が収集してきたのですけれども、排出事業者が排出時に異物を巧妙に隠してあったりしますので、そういった時には、気を付けてね、ということで指導とし、排出事業者がどこであるか聴取し、そこに知らせたりします。嚴重注意は、絶対この処理工場に持って来るべきではないものではないでしょうか、というものが入っていた場合にお伝えするものです。平成25年に実施した時には結構ありました。

○國分委員　資料7の3ページ（2）の許可業者に対する展開検査の実績が、以前より28、29年度の方が検査延台数に比して指導回数の割合が高いようなのですが。

○廃棄物対策課長　ごみ質的には良くなってはいますが、まだまだ検査を継続していかなければいけない状況にあるとは思っております。

○國分委員　資料7の3ページ（3）に、積替え保管ありの許可を有する一般廃棄物収集運搬業者というところの「積替え保管あり」というのはどういうことですか。

○廃棄物対策課長　排出事業者で積載し、そのまま処理施設まで運搬するものと違い、排出事業者で積載した後、業者の施設に戻って積替えをし、運搬できるということです。積替

え保管場所には、一旦ごみが集まりますので、そこでごみを適正に扱っているかどうかについて立入検査を行う、ということでございます。

○佐藤(幸)委員長　新しいごみ処理施設で行われる展開検査は、現在のごみ処理施設と同様に市職員がやられるのですか、それとも、もう少し機械化した形でやられるのですか。

○広域処理施設建設室長　新しいごみ処理施設でも、人の目で見て行う予定です。違うところは、展開検査後、検査したごみを一旦、運搬車両に戻さなければならないところを、展開検査場所を新たに設け、そこで展開検査を行い、検査後はそのままごみピットに入れられる施設になっております。

○石渡委員　前日も発言させていただきました、非常に気になりました。資料2基本計画の進行管理12ページに、生活系ごみと事業系ごみを分けて書かれているのですが、平成28年度の生活系ごみが107,000トン弱、事業系ごみが約28,000トンということで、これが本当にそういう数字なのだろうかという、素朴な疑問を感じました。なぜかといいますと、生活系ごみと事業系ごみの割合が、ざっくり言うと8：2ですね。ちなみに横浜市の割合が7：3なのです。ここに10%の差が隣の市で出てくるのですが、当然横浜市と横須賀市とでは事業所の形態、産業構造の違いがありますので、一概には言い切れないかもしれないのですが、両市は第3次産業の割合等それほど変わらないのではないかと思います。この10%の開きはどこから出てくるのだろうか、と素朴に感じました。全くの推計ですが、家庭系ごみと事業系ごみの積算から、事業系ごみを10%増しますと、40,000トン強になりますので、約13,000トンがまだ家庭系ごみに入っているという計算になります。この約13,000トンが許可業者の収集運搬に移るのか移らないのかで、市の収集コストが全然変わってきってしまうと思うのです。収集コストが27,000円/tですから、13,000トンとして掛け合わせますと3億円以上になります。こういった意味からすると、事業系ごみを家庭系ごみと切り離していくということは、コスト削減となるとともに、許可業者業界にとっても経済効果があると思います。許可業者のホームページを見させていただくと、30円/kgで契約されているようですので、30,000円/t。コストに見合う金額でやられているということですから、市の収集コストと行って来いになっていく話になるだろうと思います。このことをやることによって、行政の効率化がかなり図られると思われることと、事業系ごみが許可業者へ有料で排出されるということで、減量化、資源化へのインセンティブがよりよく働いていくことだろうと思います。ですから、排出事業者へは強い行政姿勢で進めていただくことなのではないかと思います。私の推計が正しいのかどうかは分かりませんが、ただ驚きましたのは、約13,000ある事業所のなかで、すでに約7,300が許可業者と契約されているので、この数と実際の排出との関係でどのような実態があるのかということ率直に疑問に思いました。いずれにしても行政的にもっと強化をしていただきたいと思いました。なぜこのようなことを申し上げるのかというと、自宅のそばにそこそこの規模の事業所がありまして、そこに許可業者が来ている様子もないの

で、どこに排出しているのかと思っています。自宅の目の前の集積場は、自分の集積場と思って毎日片づけたりしているのですが、そこに出されている様子はないので、どこか離れている所に出しているのかもしれませんが。そのような事業所があるということ、佐藤(明)委員の発言も含めて感じましたので、更なる方策があれば示していただきたいと思います。そうすると、1日1人当たりの排出量も今よりもかなり減って、県下自治体の中でも上位に入るのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいです。

○佐藤(幸)委員長　先ほどの佐藤(明)委員の方からも、家庭系ごみに事業系ごみが混ざっているのではないかと、という発言がありました。両委員とも疑問符がついて、行政として、もう少し厳しい姿勢で臨めるところは臨んでほしいということでした。議事資料に沿った審議は以上ですが、全体を通してのご意見ご質問がある方はいらっしゃいますか

○岩澤委員　2点質問させていただきます。まず1点目は、資料2の5ページ〈第4章〉－1－①についての(3)評価で、「ごみを出さない生活スタイルを紹介する…」とありますが、具体的に何か紹介をしていただいたのか、お聞きしたい。2点目は、この審議会の前任委員長の時代にお話をさせていただいた件ですが、私の自宅の近くに集積場があって、そこに収集車が来た時に、昼前後に来ましても、収集車が来ましたよという意味合いかと思うのですが、「朝はどこから来るかしら…」というメロディを鳴らして、来ていただくのですね。ですが、朝早く来ていただくのであれば、このメロディもいいかなと思いながら、お昼近くなったら、別のメロディもないのでしょうか。当時の委員長は、台湾でごみ収集車が来た際には「エリーゼのために」等を流して来ます、とお聞きしました。横須賀市もあまり時間軸にとらわれないメロディが良いのかな、と思っていたのです。そうしたら今年になったら、「朝はどこから来るかしら…」というメロディが聞こえなくなったような気がするのですね。止めたのかどうか分かりませんが、これを止められたきっかけがあったのかな、と思ひまして、質問をさせていただきます。

○資源循環推進課啓発係長　1点目の質問でございますが、同じ資料の同じページの下部に〈第4章〉－4－(1)に挙げた事業を行いながら、その中で啓発をしております。お手元に「ごみと資源物の分け方・出し方」を閲覧用として配布しておりますが、こちら1枚おめくりいただきますと、1ページに「4分別収集」がございます。ここに、生ごみが出ないよう処理する機器類のご紹介ですとか、レジ袋の削減のためマイバックを持ち歩きましょう、ということを書いてありますし、広報紙、ホームページなどで周知させていただいております。また、子どもごみ教室と申しまして、主に小学校の授業にお伺ひすることがございます。その中で、今の食品ロス削減にもつながりますが、以前から子どもたちに、食べ残しをしない、好き嫌いをしない、きちんと食べましょう、といったことを継続して啓発しています。これも生ごみを出さないという一つの啓発として行っております。

○資源循環推進課長　　2点目の質問ですが、岩澤委員おっしゃるとおり、1月の最初の収集から「横須賀市歌」に変更いたしました。「横須賀市歌」は以前からあったのですが、なかなか使われる機会がなかったということで、まず収集車の音楽を替えました。それと同時に防災無線の音楽も「横須賀市歌」に替えております。収集車の前の音楽は「朝はどこから」というタイトルなのですが、歌詞が何番かございまして、1番は「朝はどこから…」で、2番が「昼はどこから…」となっておりますので、昼ごろの収集でも使っていたということです。

○加藤委員　　私は、今日初めて皆様のお目にかかったのですが、私の方は、街をきれいにするクリーン活動をやっておりますので、ごみを集める活動しか知らなかったわけですが、ごみを減らそうということを皆様で協議しているのを、今日初めて知りました。以前はコンポストというものがありました、最近では周知が途絶えている気がするのです。また、今も生ごみ処理機購入の補助はされているのでしょうか。生ごみ処理機は生ごみが7分の1になります。きれいに乾燥してね、それをコンポストに戻して、庭の堆肥に使っています。大した量にはならないでしょうが、各家庭でやれば少しは減量になるのではと思いますので、PRしたらよろしいのではないかと思います。

○資源循環推進課長　　コンポストにつきましては、以前、無料で配布していた時があったと聞いておりますが、現在は行っておりません。生ごみ処理機の購入費については現在も補助金を出しております。アイクルでコンポストやキューロを常設展示しております、アイクルフェアの際には説明もしております。一昨年夏にはキューロの考案者の松本さんに来ていただきまして、講演をしていただいております。

○佐藤(幸)委員長　　生ごみ処理機の補助率はどのくらいなのですか。

○資源循環推進課長　　購入費用の2分の1で、上限3万円です。

○加藤委員　　たまにはPRしてください。知らない人がいますから。

○資源循環推進課長　　周知が足りないようですので、今後も周知を図っていききたいと思います。

○青委員　　今回2回目の出席なのですが、皆さん専門家の日々の動きが見えて、私にとっては大変勉強になりました。ただ一つ言うならば、非常に複雑すぎるのではないかと思います。実態は大変複雑で非常に難しい問題に陥っているな、という実感がございまして、もう少し複雑でない方法を考えなければと思います。リサイクル量の減少をどう分析するかは、非常に重要であって、しっかり市はやるべきではないかと思います。リサイクル量が減少す

ることは良いことだと思うのですが、私たちは過疎地でリサイクル量がなぜ減っているのかを調査したことがあるのですが、基本的には高齢者の方が出せない、出せないから数字に出てこない、出さないから家に溜まっている現状が沢山あるわけなのですね。ですからリサイクル量については、定期的に分析する必要性があると思います。それから高齢者のごみ出しの問題です。これはすごく難しい問題で、福祉課の方などと様々な議論が必要だと思うのですが、これはきちんとやらなければいけないことです。横須賀市も長寿の方が多いと伺っておりますので、長寿の方が多い場合、プライベートの問題もあるのでしょうか、オムツの問題が一番大きいと思うのです。どのように出すのかということが大きな問題で、生ごみと一緒に出して良いのかどうか、横須賀市はそのあたりを検討する必要があると思います。先ほど石渡委員からもありました様に、様々な状況をきちんと分析して、この市の状況というものを見ていく必要がありますし、市民の方に可視化、つまり見える化していくことが非常に重要だと思います。いったいどのように熟利用していくのか、といったことを市民の方に分かってもらうのに、考える方が分かっている、そのために何をすべきなのかということが、あまり可視化されていない部分があるのですね。そこはもっと簡略化して分かり易くすることが重要で、先ほども申し上げたように、あまりにも複雑な問題が、理解を得られないことになっているのではないかと思います。それから、横須賀市には外国人の方が多いです。外国人の方も市内の様々な地域にお住まいかと思いますが、私の住んでいる所もそうなのですが、やはり外国人の方は、きちんとした分別がされていません。特に長期にわたって住まない、短期的に住む方への広報活動がなければ、問題としては大きくなると思います。複雑ということは日本全体に言えることで、転入転出、特に転入してくる人が複雑だと大変困ることで、やはり廃プラスチックの分別の問題があると思います。廃プラスチックを燃せるごみに一緒に出すということが、日本国内の標準ベースなのだろうか。確かに地域の皆さんが非常に多く議論して、その地域ならではの取り組みをすることも大事なのですが、あまりに標準、他の地域と違うことをやりすぎると、それが果たして転入転出する人たちにメリットがあるのだろうか。あまり複雑化することによって、地域に入らない人たちが増えてくると思うのです。横須賀市は横須賀市の良さを分かってもらって、多くの人たちに転入してきてほしいと思うのです。転入してきた人たちが分かり易いごみの処理の仕方というものを皆で考えていくことが必要であるということが、2回の出席で思いました。皆さんがものすごく精力的ですし、非常に日々を熱心に語られている、こういう場は、非常に重要だと感じました。

○佐藤(幸)委員長　可視化してできるだけ単純化すること、難しく考えすぎないということは、非常に良いことであると思いますので、是非このアイデアを行政で活かしていただければと思います。ここで、事務局としてコメントはありますか。

○資源循環総務課計画調査係長　石渡委員からご指摘いただきました、資料2の12ページの生活系ごみと事業系ごみの割合の8：2ですけれども、横浜市は7：3なので、もう少し

事業系が多いのではないかとということですが、12ページに掲載している表は、国、県に提出する形でごみを生活系と事業系に分けておりまして、10-11ページの横須賀市の集計方法による資料がその基数値となっております。10ページの1-(2)の平成28年度を見ていただきますと、定日収集約81,000トンが家庭から集積所に出されたごみで、集団資源回収約23,000トンも家庭から出ております。また、粗大ごみ約1,000トンも事業系ごみが原則として入っていませんので、これらを足すと約105,000トンとなります。先ほどご指摘いただきましたように、集積所に事業系ごみが出されているということもあるかもしれませんが、基本的には、本市の場合は生活系ごみと事業系ごみの割合が8：2であろうと考えております。

○関矢委員　高齢者のごみ出し支援の関係です。横須賀市の内輪だとなかなか踏ん切りがつかないのでしょうか、大変だけれどやる、という気を出していただければと思います。米村委員からありましたように、廃プラスチックの関係ですが、今は不燃ごみとして出していますよね。私は今までどおりに集めて、工場に持って行って破碎するというようにすれば、市民、出す方は違いがないのかなあとと思います。今までどおりの出し方ですけれども、工場ではこのように変わりますと説明した方が、市民の啓発の関係では一番いいのかなあとと思います。

○広域処理施設建設室長　粗大ごみと不燃ごみにつきましては、燃せるごみとは別に選別施設がございまして、そこで破碎処理をいたしまして、燃せるごみがあれば焼却に回しますし、鉄やアルミがあれば資源化に回します。最終的に残ったものを三浦市にあります最終処分場へ埋め立てます。今、ご提案いただきましたやり方でございますが、当初の本市の方針では、廃プラスチックを燃せるごみに入れて処理をするということではなかったのですが、新ごみ処理施設建設にあたり、規模を小さくしようということで、不燃ごみ選別施設の規模を小さくしたのです。ですので、今の形の不燃ごみを全部施設に持ってきてしまうと、処理が難しくなってしまうのです。そこで、廃プラスチックを燃せるごみとして分別してもらう、という形になっております。

○國分委員　資料6では、「廃プラスチックとの違いを明確に」と書いてあるので、明確にしてちゃんと市民に理解してもらうことが大切だと思います。きちんと燃えるごみに入れるというように。

○広域処理施設建設室長　はい。きちんと対応させていただきます。

○福本委員　まず新しい施設を皆さんに見ていただいたらいかがですか。分かってなくて難しいことをあれこれ言われても頭の中に入らないです。

○清宮委員　水俣条約が発効されまして、それに伴い今年の4月1日から神奈川県条例が

施行されると思うのですが、今作られている工場の準備、対応について、概略で結構ですから教えていただきたい。ホームページに載っているのならどこに載っているかでも良いので。

○広域処理施設建設室長　新しいごみ処理施設につきましては、町内会長等をメンバーとして横須賀ごみ処理施設建設対策協議会を開いておりまして、その中で周辺環境部会と運営協議準備部会という2種類の部会で対応させていただいております。その後者の部会におきまして、地元と協定を結ぶにあたり、排ガス規制等をこれから決めていかなければいけないのですけれども、その検討の中で、当然水俣条約に関する水銀のことにつきましても法律に則ってきちんと処理するというところで検討を進めております。

○佐藤(幸)委員長　本日の議事は以上です。今後の予定などについて、事務局からお願いします。

○事務局　本日の議事概要につきましては、出席された委員全員に内容のご確認をいただいた後に、公開とさせていただきます。議事概要(案)は、作成次第、各委員に送付いたしますので、発言内容等のご確認をよろしくお願いたします。また、次回の審議会開催は、10月頃を予定しております。前回ご要望がありました建設中の施設の見学についても、工事の進捗にも依りますが、次回と同時か、或いは次回までに実施できるよう、日程を調整してご連絡いたしますので、よろしくお願いたします。なお、本日お車でご来庁され、北口駐車場をご利用された方は駐車券をお渡します。お近くの事務局職員までお声かけください。これもちまして、横須賀市廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。本日はお疲れ様でした。